

京(みやこ)・地域福祉 パイロット事業

高齢者，障害のある方，子育て家庭等への支援，
また，地域のつながりの構築や多世代の交流などに
取り組む企画を求めています！！



京都市では，平成21年3月に策定しました，「京（みやこ）・地域福祉推進指針」に基づき，住民主体の先駆的な取組に対して，その事業費の一部の助成を行う「京（みやこ）・地域福祉パイロット事業」について，25年度分の助成対象事業を募集します。

■ 応募期間

平成25年**2月15日**(金)～平成25年**3月31日**(日)
(当日消印有効)

■ 応募・問い合わせ先

〒604-8091

京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500 番地 1 中信御池ビル 3 階
京都市地域福祉推進委員会事務局（京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

電話 075-251-1175 FAX 075-256-4652

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-2-4-0-0.html>



「京（みやこ）・地域福祉パイロット事業」募集要綱

1 趣 旨

自治・自立・協働のまちづくりを一層進めるため、市民と行政が連携・協働し、知恵と力を合わせて共に実践する「共汗（きょうかん）」を基本に、平成21年に地域福祉の観点から、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を策定しました。

この「京（みやこ）・地域福祉パイロット事業」は、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」において目指している地域福祉を実践するものであり、住民が主体となって、地域福祉に関する取組を実施するに当たり、事業費の一部の助成を行い、取組の支援を行うものです。

2 助成対象事業

採択に当たっては、次のような観点を満たす取組を助成対象とします。

- (1) 事業の先進性、開拓性又は独自性を有し、他の地域等のモデルとして応用、展開できることが期待されるもの
 - (2) 事業の継続性及び発展性が認められるもの
- ※ なお、清掃事業、団体の交流・研修旅行等の事業は地域福祉の推進との関係性が低いため、対象外となります。また、法人の設立や施設整備、必要性のない飲食に関する経費についても同様の取扱いとします。

（留意事項）

- ① 地域福祉を推進する事業のうち、次の取組については、今回の募集の重点とします。
 - ・ 実践活動と連結した地域福祉の担い手養成
 - ・ 孤立しがちな世帯への地域からの支援活動
 - ・ 福祉活動による住民のつながりづくり
 - ・ 多様な住民が集う、地域活動の拠点としての居場所づくり
- ② 助成決定後において、次のことを行うことがあります。
 - ・ 京都市地域福祉推進委員会又は各区地域福祉推進委員会が実際の活動内容の視察を行うこと（助成期間終了後を含む）。
 - ・ 京都市地域福祉推進委員会において、実施者から面接方式により、助成対象となった事業の実施報告を求めること。

3 助成内容

(1) 種別

ア 広域助成

京都市全域又は複数の行政区をまたがる範囲を対象とする事業

助成額は原則として、対象となる事業経費の2分の1までとし、1件当たり年間300,000円を限度とします。

イ 小地域助成

小学校区（元学区を含む）又は複数の小学校区をまたがる範囲、もしくは一行政区内の範囲を対象とする事業

助成額は原則として、対象となる事業経費の2分の1までとし、1件当たり年間150,000円を限度とします。

(2) 期間

広域助成及び小地域助成ともに原則、単年度の助成とします。

なお、原則として、助成決定通知後から平成26年3月末日までの間に実施する事業を助成対象とします。

4 応募資格（団体・グループとしての要件）

- (1) 助成対象となる事業の実施者は、本事業の趣旨を理解した団体・グループであること（個人は不可。法人であることは問いません。助成対象となる事業が既に完了している場合は対象としません。）。
- (2) 助成対象となる事業の主たる実施地域が京都市域であること。
- (3) 助成対象となる事業内容が政治・宗教を目的としないこと。
- (4) 助成対象となる事業について、本要綱に定める申請と他の助成事業の助成額とを合わせて、事業費総額を上回らないこと。
- (5) 事業を適正にかつ着実に運営できる体制を備えること。
- (6) 会計事務を適正に処理することができる体制を備えること。
- (7) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- (8) 複数の団体又はグループが連携して助成対象事業に取り組む場合は、いずれかの団体又はグループが代表して応募するものとします。

5 応募方法

- (1) 一般公募により募集します。
- (2) 平成25年2月15日（金）から平成25年3月31日（日）までの応募期間に、別に定める応募用紙により、京都市地域福祉推進委員会（事務局：京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）へ郵送により応募します。なお、応募用紙は返却しません。

6 選考方法

- (1) 応募のあった事業について、京都市地域福祉推進委員会において書類審査のうえ、選考します。
なお、広域助成申請分については、面接審査（申請者によるプレゼンテーション方式の事業説明）を実施する場合があります。
- (2) 審査基準については別に定めます（裏面の審査の着眼点を参照）。
- (3) 小地域助成申請分については、原則として該当する区地域福祉推進委員会の意見書を審査に当たっての参考とします。
なお、区地域福祉推進委員会が事業の実施主体として申請することは妨げません。
また、関係部署に対して事業内容の情報を提供することがあります。

7 実績報告

- (1) 事業の実施者は、京都市地域福祉推進委員会に対して、事業終了後1箇月以内に活動内容等の詳細が明示できる資料を添付のうえ、事業実績報告書を提出します。
- (2) 実績報告提出後、京都市地域福祉推進委員会が選定した実施者が面接方式で助成対象となった事業の実施報告を行うことがあります（再掲）。

8 事業内容の活用等

助成した事業の内容や成果及び助成金を活用して培った事業推進に関するノウハウなどを公表する場合があります（その際に、公表しても差し支えない写真等のデータの提供をお願いします。）。

9 その他

助成内容について、虚偽又は重要な変更があった場合、助成金の一部又は全額を返還させることがあります。

10 審査の着眼点

審査に当たっては、以下の項目について評価を行うとともに、市全体での地域のバランスや事業内容のバランス、地域の福祉活動の状況を踏まえて、総合的な評価を行います。

(1) 事業内容の評価

① 必要性，公益性（事業目的） 地域のニーズに応じた，地域福祉の推進に関する事業目的が設定されているか。
② 住民参加の程度 どれだけ多くの住民参加が見込まれるか。また，当事者との協働が図られているか。
③ 先進性等 事業の先進性，開拓性，独自性が認められるか。
④ 実現性，継続性，発展性 計画されている事業内容の実現可能性が高いもので，助成終了後も住民主体で継続していくことが可能であり，また，今後，他の地域でも実施され，拡大していくことが期待できる事業であるか。

(2) 事業の実施体制等の評価

⑤ 執行体制 事業を適正かつ着実に実施される体制が整えられているか。
⑥ 効率性 限られた予算の中で効率的な運営が実施され，最大限の効果が得られるものであるか。
⑦ 活動実績 これまでの活動実績は評価できるものであるか。
⑧ 会計処理 適正な会計処理を行える規定（会計規則，出納簿冊等）が整備されているか。